

防府市多面的機能支払補助金交付要綱

平成26年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要綱第5に定める広域活動組織、活動組織又は特定事業実施者（以下「対象組織」という。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）における交付金（以下「交付金」という。）の交付に係る補助金（以下単に「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる補助事業、経費の区分及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする対象組織は、実施要綱別紙1の第5の1及び別紙2の第5の1に定める事業計画を市長が別に定める期日までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の規定により、事業計画の認定を受けた対象組織が、補助金の交付の申請をするときは、交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

3 対象組織は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれるうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該対象組織に対し、交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。この場合において当該付した条件は前項の補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた対象組織は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 市長は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は補助事業を遂行することができなくなったとき（対象組織の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

3 前項の規定による補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合そ

の他その交付については、第2条の規定に準ずるものとし、当該補助金の額の範囲内で市長が別に定める。

(事業の変更)

第7条 第4条の規定により交付決定を受けた対象組織は、事業に要する経費の配分又は事業の内容（事業計画の内容）について別表2に定める重要な変更をしようとするときは、実施要綱別紙1の第5の5及び別紙2の第5の6に基づき、あらかじめ変更後の事業計画を市長に提出し、その認定を受けた後、変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、変更承認することが適当と認めるときは、変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(事業の繰越)

第8条 対象組織は補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、繰越承認申請書（第5号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の繰越承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、変更承認することが適当と認めるときは、繰越承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(実施状況報告)

第9条 対象組織は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、実施要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10に基づき、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、提出すべき関係書類は、実施要領第1の9及び第2の14の規定によるものとする。
- 3 第3条第3項ただし書の規定による交付の申請をした対象組織は、前項の実施状況報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなけ

ればならない。

4 第3条第3項ただし書の規定による交付の申請をした対象組織は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した対象組織については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（第7号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、次条により額が確定した日の翌年5月31日までに、同様式により、市長に報告しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、事業者が消費税を納める義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の市長への提出をもって前2項の報告とみなすことができる。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による実施状況報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、対象組織に対し、補助金額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（概算払）

第11条 対象組織は、市長が必要と認めたときは、第4条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金の交付を受けることができる。この場合、対象組織は、概算払請求書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

（流用の禁止）

第12条 対象組織は、別表1の事業の欄に定める事業の経費は相互に流用してはならない。

（是正のための措置）

第13条 市長は、第9条の実施状況報告書の提出があった場合において、当該

補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、対象組織に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、対象組織が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第4条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、対象組織に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、対象組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、対象組織に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第16条 市長は、前条の規定による返還を命ぜられた対象組織が当該補助金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、対象組織に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(書類の保管)

第17条 対象組織は、補助金の対象経費である交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物等を適切に保管し、市長が求める場合には、開示しなければならない。

2 対象組織は、補助金の交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から

起算して、５年間経理書類を保管しなければならない。

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業	経費	補助率
1 農地維持支払交付金	地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に係る経費	別表 3 のとおり
2 資源向上支払交付金	(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動に係る経費	別表 4 のとおり
	(2) 施設の長寿命化のための活動に係る経費	別表 5 のとおり
	(3) 対象組織の広域化・体制強化に係る経費	別表 6 のとおり

別表 2

事業	重要な変更
	事業内容の変更
1 農地維持支払交付金	対象農用地面積の増減
2 資源向上支払交付金	対象農用地面積の増減

別表 3

対象農用地（実施要綱別紙 1 第 3 に掲げる対象農用地）の地目別面積×地目別交付単価

地目	交付単価／10a 当たり	
田	3,000円（4,000円）	ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。
畑	2,000円（2,600円）	
草地	250円（330円）	

※事業計画に定める活動期間中又は、実施期間終了年度が平成 29 年度であって平成 30 年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において、新たに小規模集落が保全管理をする区域内的の農用地を対象農用地とする場合に当該活動期間中に限り交付単価に加算（小規模集落支援）できるものとし、加算後の交付単価は括弧内の金額とする。（ただし、加算額上限は、20 万円／小規模集落及び、40 万円／対象組織とする。）

別表 4

対象農用地（実施要綱別紙 2 第 3 に掲げる対象農用地）の地目別面積×地目別交付単価

ア 基本単価

地目	交付単価／10a 当たり
----	--------------

田	2,400円(1,800円)
畑	1,440円(1,080円)
草地	240円(180円)

イ 継続地区の交付単価

市長から認定又は市長と締結した協定に協定の対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び、資源向上活動（長寿命化）の対象農用地の交付単価はア、ウ、エ、オ、カ及びクの括弧内の金額とする。

ウ 多面的機能の増進に向けた活動を行う場合の加算単価（実施要綱別紙2第6の2（1）ウaによるもの）

地目	加算単価／10a当たり
田	400円(300円)
畑	240円(180円)
草地	40円(30円)

エ 農村協働力の深化に向けた活動を行う場合の加算単価（実施要綱別紙2第6の2（1）ウbによるもの）

地目	加算単価／10a当たり
田	400円(300円)
畑	240円(180円)
草地	40円(30円)

オ 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行う場合の
加算単価（実施要綱別紙２第６の２（１）ウｃによるもの）

地目	加算単価／１０ａ当たり
田	４００円（３００円）

カ 環境負荷低減の取組への支援を行う場合の加算単価（実施要綱別紙２第
６の２（１）ウｄによるもの）

区分	加算単価／１０ａ当たり
長期中干し	８００円（６００円）
冬季湛水	４，０００円（３，０００円）
夏季湛水	８，０００円（６，０００円）
中干し延期	３，０００円（２，２５０円）
江の設置等 （作溝実施）	４，０００円（３，０００円）
江の設置等 （作溝未実施）	３，０００円（２，２５０円）

キ 実施要綱第４の１の（３）の活動への交付単価

実施要綱第４の１の（３）の活動の実施に必要な交付金の交付単価は、カ
と同様とする。

ク 多面的機能の増進を図る活動の取り扱い

ア及びイにおいて、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、
当該単価に５／６を乗じて得た額とする。

別表５

対象農用地（実施要綱別紙２第３に掲げる対象農用地）の地目別面積×地

目別交付単価（直営施工を実施しない対象組織にあつては、当該単価に 5／6 を乗じて得た額（括弧内の金額）とする。）ただし、令和 6 年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目ごとの交付単価の欄に定める単価（実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に 5／6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

地目	交付単価／10a 当たり
田	4,400 円（3,666 円）
畑	2,000 円（1,666 円）
草地	400 円（333 円）

※実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさない対象組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

別表 6

組織の広域化・体制強化に対する支援として、実施要綱別紙 5 に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付する。

区分	1 組織当たり交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	400,000 円

年度 多面的機能支払補助金交付申請書

（宛先）防府市長

〔対象組織〕

住所

団体名

代表者名

年度において、別添のとおり事業を実施したいので、防府市多面的機能支払補助金等交付要綱第3条の規定により、金 円の交付を申請します。

なお、事業の内容等は、別添の事業計画書のとおりです。

交付申請額	項目	計	1 農地維持支払金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
	認定額 （年度交付額） ①			
	既交付決定額 ②			
	今回申請額 ③			
	認定額（年度交付額）との差額 ④＝①－②－③			

※添付書類として、実施要綱別紙1の第5の4、別紙2の第5の5に基づき認定された事業計画書を添付すること。

※交付金の振込口座については、毎年度、第1回の申請時に別紙により提出することとする。

別紙

防府市長 様

対象組織名

代表者名

通帳は、必ずしも2つに分ける必要はありません。

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

☐ 農地維持支払・資源向上支払(長寿命化以外) ☐ 資源向上支払(長寿命化)

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

交付金振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)											
	金融機関名										支店名	
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金											
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)										口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知											

《ゆうちょ銀行の方はここに記入してください。》

ゆうちょ銀行	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)												番号(右づめで記入)											
	1 0 ※												1											

口座名義	フリガナ																				
	口座名義																				
	住所	(〒 -)	都 道 府 県										市 区 町 村								

- (注1) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。
振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
- (注2) 組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出。

第2号様式（第4条関係）

指令 第 号

年 月 日付け 第 号で申請のありました、 年度 多面的機能支払補助金交付申請は、防府市多面的機能支払補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次の条件を付して、金 円を交付します。

年（ 年） 月 日

防府市長



- 1 補助金交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号で提出のあった申請書（以下単に「申請書」という。）の補助事業（以下単に「補助事業」という。）とし、その内容は、当該申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する補助金の額の区分は、当該申請書に記載のとおりとする。
- 3 対象組織は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、多面的機能支払交付金交付要綱（昭和26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）に従うべきこと。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第10号様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。
- 5 対象組織は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 6 前号の財産のうち、1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定めている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、防府市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）交付申請書に記載してある場合は、防府市長の承認を受けたものとする。

- 7 対象組織が前号により防府市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を防府市長に納付させることがあること。

第3号様式（第7条関係）

年度 多面的機能支払補助金変更承認申請書

第 号

年 月 日

（宛先）防府市長

〔対象組織〕

住所

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、別添のとおり計画を変更し〔金〇〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、防府市多面的機能支払補助金等交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

※ 金額の変更のない場合は〔 〕の部分は除くこと。

※ 記載事項については、第1号様式に準ずること。

また、変更内容が容易に比較対照できるよう、変更後の事業計画書を添付し、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

第4号様式（第7条関係）

指令 第 号

年 月 日付け 第 号で変更申請のありました、 年度 多面的機能支払補助金交付申請は、審査の結果、適正と認められるので、防府市多面的機能支払補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の条件を付して、承認します。

年（ 年） 月 日

防府市長



補助事業に要する経費

円

補 助 金 の 額

円

- 1 補助金交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号で提出のあった変更承認申請書（以下単に「変更承認申請書」という。）の補助事業（以下単に「補助事業」という。）とし、その内容は、当該変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する補助金の額の区分は、当該変更申請書に記載のとおりとする。
- 3 対象組織は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、多面的機能支払交付金交付要綱（昭和26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）に従うべきこと。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用

の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第10号様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

- 5 対象組織は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 6 前号の財産のうち、1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定めている耐用年数に相当する期間内（ただし、大浦省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、防府市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）交付申請書に記載してある場合は、防府市長の承認を受けたものとする。
- 7 対象組織が前号により防府市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を防府市長に納付させることがあること。

第5号様式（第8条関係）

年度 多面的機能支払補助金繰越承認申請書

第 号
年 月 日

（宛先）防府市長

〔対象組織〕

住所

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、
防府市多面的機能支払補助金については、 年度内に完了することが困難
になったので、下記により当該事業費の一部を翌年度に繰越の上実施したい
ので申請します。

記

1 繰越内容

	事業費	年度内支出見込額	繰越額	備考
1 農地維持支払交付金 及び資源向上支払交付 金（施設の長寿命化のた めの活動を除く）	円	円	円	
2 資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のた めの活動）	円	円	円	

2 繰越理由

3 事業完了予定 年 月 日

添付資料

- 1 繰越経緯書
- 2 その他参考資料

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

〔対象組織〕

団体名

代表者名 様

防府市長 印

年度 多面的機能支払補助金の繰越承認について（通知）

このことについて、 年 月 日付け 第 号で承認されたので
通知します。

なお、事業完了後は、速やかに実施状況報告書を提出してください。

第 7 号様式（第 9 条関係）

年度

多面的機能支払補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額報告書

第 号

年 月 日

（宛先）防府市長

〔対象組織〕

住所

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知(及び 年 月
日付け第 号で変更通知) のあった補助金について、防府市多面的機能支払
補助金第 9 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額

(年 月 日付け 第 号による額の確定通知) 金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（＝ 3 － 2）

金 円

（注） 対象組織の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第 8 号様式

第 号
年 (年) 月 日

〔対象組織〕

団体名

代表者名 様

防府市長 印

年度 多面的機能支払補助金の額の確定について（通知）

このことについて、 年 月 日付け 第 号で提出のあった実
施状況報告書に基づき、 年度多面的機能支払補助金の額は、下記のとおり
確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補 助 金 確 定 額 | 円 |
| 3 | 補助金交付済額 | 円 |
| 4 | 補助金精算残額 | 円 |

第9号様式（第11条関係）

年度 多面的機能支払補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

（宛先）防府市長

〔対象組織〕

住所

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった防府市多面的機能支払補助金について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく請求します。

なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

区分	交付金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了 年月日	備考
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動を除く）	円	円	円	円		
2 資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動）						
計						

（注）交付決定が変更された場合は、備考欄にその全てを記入すること。

第 1 0 号様式（第 2 号様式及び第 4 号様式関係）

財産管理台帳

事業名	地区名	事業主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収又 は取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限年 月日	処分の 類別	処分年 月日	補助金 返還額	
						円	円							

- （注）
- 1 耐用年数が永年の財産については、耐用年数の欄に「永年」と記載すること。
 - 2 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記載すること。
 - 3 処分の類別の欄には、譲渡・交換・貸付・担保提供等別に記載すること。
 - 4 備考の欄には、当該補助事業に係る交付率等を記載すること。
 - 5 備考の欄には、譲渡先・交換先・貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記載すること。
 - 6 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考の欄に施工期間を記載する。
 - 7 この書式により難しい場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。